令和5年1月31日 福祉部青少年家庭課

児童育成グループ 富樫、飯田

TEL: 029(301)3247 FAX: 029(301)2189

「親子のための相談LINE」の新設について

県では、現在実施している電話相談「虐待ホットライン189」(児童虐待に関する緊急的な通報等)に加え、誰もが気軽に相談できるよう、新たに、虐待防止のためのSNS(LINE)を活用した相談窓口「親子のための相談LINE」を、令和5年2月1日から開設いたします。

相談員が、児童虐待に関する相談や、子育てや親子関係等の相談対応を行うことにより、虐待予防や早期発見など、児童虐待の防止を図ってまいります。

記

1 名称

親子のための相談LINE

2 開始時期及び相談対応時間

令和5年2月1日から。平日(土日祝日除く)10時00分から20時00分まで ※時間外の相談は、翌相談対応時間内に返信・対応

3 対象者

茨城県内に居住する子ども(18歳未満)とその保護者の方など、どなたでも

4 相談内容

児童虐待に関する相談や、子育てや親子関係についての悩み相談 ※緊急的な虐待通報は「虐待ホットライン189」(電話)への連絡を案内

5 使用するSNSツール

LINEアプリ「親子のための相談LINE」

6 相談方法

QRコードを読み取り、LINEアプリから「親子のための相談LINE」を友だち 登録の後、相談メッセージを送信

7 相談料

無料

8 その他

- 相談者は、匿名で相談できます。
- ・ 相談は専門の相談員が対応いたします。
- 電話による相談は「虐待ホットライン189」で相談受付をしております。※地域住民や関係機関からの緊急的な虐待通報は「虐待ホットライン189」へ連絡

